

正当な理由一覧

①	居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合 (例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合紹介率最高法人である訪問介護事業者に対して、減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して、減算は適用される。
②	特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
③	判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合
④	判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合 (例) 訪問看護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均20件の場合紹介率最高法人である訪問看護事業者に対して、減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して、減算は適用される。
⑤	サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合 (例) 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。
⑥	その他正当な理由と認める場合 次のアからオまでのいずれかに該当する利用者の居宅サービス計画を除いて再計算した結果、紹介率最高法人が運営するサービス事業所を位置付けた居宅サービス計画の占める割合が80パーセント以下となる場合 ア 当該サービス事業所において、社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度を利用している利用者 イ 判定期間中の廃止、休止等により、サービスが提供できなくなった他の法人が運営する居宅介護支援事業所から引き受けざるを得なくなった利用者(居宅介護支援事業所の変更前からサービス事業所が変更されていない場合に限る。) ウ サービス提供に当たって、市、地域包括支援センター等と居宅介護支援事業所が連携して支援している利用者 エ 主治の医師等とサービス事業所との密接な連携を確保するため、当該サービス事業所によるサービスの利用を、主治の医師等から指示又は勧奨を受けている利用者 オ アセスメント(課題分析)に基づき、居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域において、利用者が希望するサービス、地域等に合致した異なる法人が運営する5以上のサービス事業所を比較検討できるよう、居宅介護支援事業所から事業所一覧表、パンフレット等による十分な説明を受け、利用者の希望及び当該事業所を選択した理由を文書で居宅介護支援事業所に提出している利用者